

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第21号）の一部を次のように改正する。
別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。